在籍型出向等支援協議会について

１．目的

新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「山形県在籍型出向等支援協議会」を設置・開催する。

２．山形県在籍型出向等支援協議会

（１）構成員

①経済団体（県経協会、県中央会、県商工会議所連合会、県商工会連合会）
②労働組合（連合）
③金融機関（山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、日本政策公庫）
④産業雇用安定センター山形事務所
⑤県社会保険労務士会
⑥関係省庁（東北経産局、東北地方整備局、東北運輸局、東京航空局仙台空港、東北農政局）
⑦自治体（県産業労働部、市商工観光部）
⑧山形労働局

（２）協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

（３）開催実績

- 第１回　令和3年6月3日　※ 対面 開催
- 第２回　令和4年3月3日　※ 書面 開催

3．協議会協議事項

全国での議論を踏まえ、山形局においても地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

＜協議事項＞

- 地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- 各地域における関係機関の連携に関すること
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- 各種出向支援策に関すること

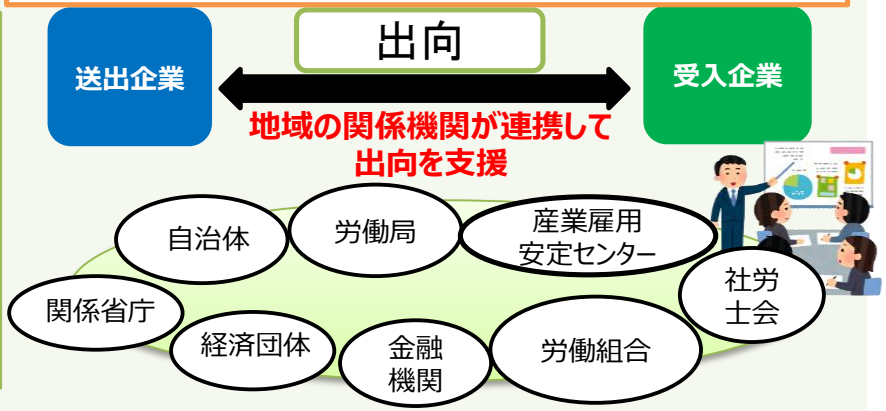

在籍型出向等支援の取組状況について

他団体主催セミナー等への講師派遣による周知、活用促進

セミナー「コロナ時代の企業戦略」への講師派遣

・9月29日　庄内会場：庄内産業振興センター
・9月30日　内陸会場：ヤマコーホール

（主催：山形県）
（後援：産業雇用安定センター山形事業所）

その他講師派遣による周知、活用促進

事業所向け助成金説明会へ講師派遣
主催：（独）高齢・障害・求職者支援機構山形センター
（在籍型出向及び
産業雇用安定助成金制度の説明）

6月10日、６月16日、6月24日

7月14日、8月4日

在籍型出向活用に向けた産業雇用安定センターへの円滑な誘導

各ハローワークにおいて、

在籍型出向活用ニーズがある事業所情報共有と

産業雇用安定センターへの円滑な誘導の実施

その他周知活動

山形労働局ホームページに
専用ページを開設し周知

産業雇用安定助成金　計画受理・支給決定状況

○計画受理状況　（令和3年2月5日～令和4年12月31日実績）

受理件数及び傾向等は以下のとおり。
- ➢産業雇用安定助成金の計画受理件数は19件。出向労働者ベースで77人。
  このうち、独立性が認められない事業主間で行う出向は10件、出向労働者は43人。
- ➢企業規模別にみると、中小⇒中小が最多の51人（66.2%）、以下、大⇒中小が16人（20.8%）、中小⇒大が10人（13%）。
- ➢業種別にみると、出向元・先のいずれも最多は製造業。異業種への出向割合は約41.6%。
- ➢年度別にみると、計画受理件数は令和3年度17件、令和4年度2件。

受理状況

※（ ）内は独立性が認められない事業主間で行う出向

計画届受理		
出向元事業所数	出向先事業所数	出向労働者数
13所（7所）	17所（9所）	74人（40人）

企業規模別

※（ ）内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向元＼出向先	大企業	中小企業
大企業	ー	16人（0人）
中小企業	10人（0人）	48人（40人）

通し番号（受理順）	出向元事業所			出向先事業所			出向労働者数（期間）
	業　種	所在地	企業規模	業　種	所在地	企業規模	
1	宿泊業	山形市	中　小	小売業	山形市	大	2人（3ヶ月）
2	宿泊業	山形市	中　小	介護事業	山形市	中　小	2人（4ヶ月）
3	製造業	高畠町	大	製造業	高畠町	中　小	10人（12ヶ月）
4	製造業	米沢市	大	製造業	高畠町	中　小	6人（4ヶ月）
5	飲食サービス業	山形市	中　小	介護事業	寒河江市	中　小	3人（8ヶ月）
※6	不動産業	山形市	中　小	宿泊業	秋田市	中　小	1人（10ヶ月）
7	製造業	米沢市	中　小	製造業	米沢市	大	8人（3ヶ月）
※8	生活関連サービス業	米沢市	中　小	介護事業	米沢市	中　小	4人（12ヶ月）
9	農業	小国町	中　小	他に分類されないサービス業	長井市	中　小	1人（5ヶ月）
10	農業	小国町	中　小	小売業	小国町	中　小	1人（4ヶ月）
11	農業	小国町	中　小	専門サービス業	小国町	中　小	1人（1ヶ月）
※12	製造業	米沢市	中　小	製造業	米沢市	中　小	11人（4ヶ月）
※13	生活関連サービス業	米沢市	中　小	介護事業	米沢市	中　小	14人（2年）
※14	生活関連サービス業	米沢市	中　小	生活関連サービス業	米沢市	中　小	3人（2年）
※15	生活関連サービス業	鶴岡市	中　小	生活関連サービス業	大崎市	中　小	3人（1年）
※16	飲食サービス業	山形市	中　小	飲食サービス業	山形市	中　小	1人（1年）
※17	生活関連サービス業	山形市	中　小	製造業	山形市	中　小	1人（12ヶ月）
※18	他に分類されないサービス業	山形市	中　小	製造業	仙台市	中　小	2人（1ヶ月）
※19	生活関連サービス業	米沢市	中　小	生活関連サービス業	米沢市	中　小	3人（2年）

※は独立性が認められない事業主間で行う出向

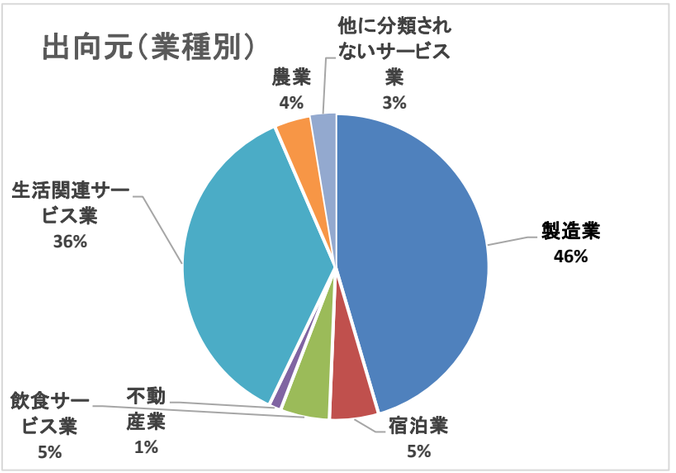

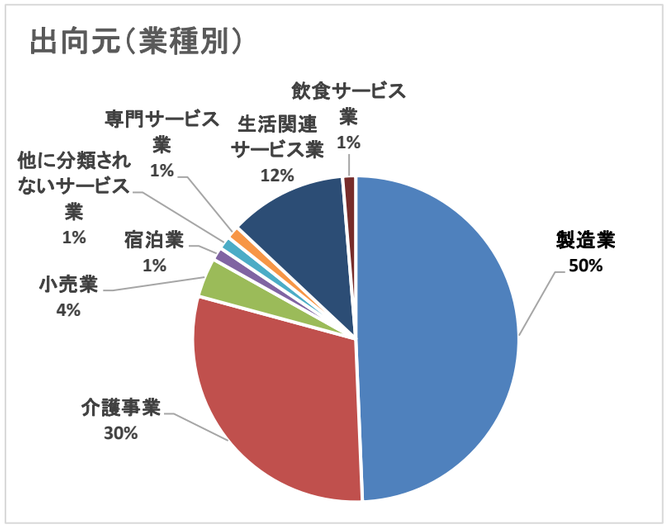

○支給決定状況　（令和3年2月～令和4年12月実績）

支給決定件数は54件。内訳は以下のとおり。年度別にみると、令和3年度22件、令和4年度32件。

支給決定件数

事業所数		支給決定金額	
出向元事業所数	出向先事業所数	出向元事業所	出向先事業所
9所	11所	11,076,500円	21,953,400円

産業雇用安定助成金の制度改正について
①産業雇用安定助成金の拡充　（R4.10.1制度改正）

1　制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・**出向運営経費**　賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助　成　率	４／５（解雇なし ９／１０）	２／３（解雇なし ３／４）
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

・**出向初期経費**　就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助　成　額	各１０万円／1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各５万円／1人当たり（定額）	

2　制度拡充内容

○　足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事　　項	現行制度	拡充内容
支給対象期間の延長	１年間	２年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに１年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	－	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

②産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の新設
（総合経済対策（R4.10.28閣議決定）

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して５％以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該**事業主が負担した出向中の賃金の一部**を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／１人１日当たり （１事業主あたり1,000万円）	
支給対象期間	１か月～1年間	

3 想定される活用事例

○ＤＸを目指す企業がＩＴ企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得

○自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

▽

労働局・ハローワークに出向計画届（スキルアップ計画を含む）提出

▽

在籍型出向の実施

▽

復帰（賃金上昇）

▽

労働局・ハローワークに支給申請

▽

助成金受給

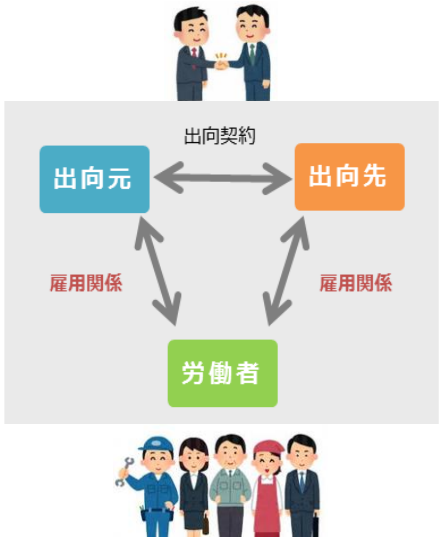

③産業雇用安定助成金の全体像

1 事業の目的

○ **雇用維持支援コース**
　新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する。

○ **事業再構築支援コース（仮称）【新規】**　**※令和５年度当初予算要求**
　新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

○ **スキルアップ支援コース【新規】**　**※総合経済対策**
　在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比較して５％以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより、在籍型出向を推進し企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

2 事業の概要

	コース名	対象事業主	中小企業	中小企業以外	備考
	雇用維持支援コース	雇用維持目的の在籍型出向を実施する事業主 （出向元・出向先双方）	解雇無：9/10 解雇有：4/5 上限：12,000円/1日	解雇無：3/4 解雇有：2/3 上限：12,000円/1日	出向労働者の賃金、教育訓練等の一部に対する助成 ※出向初期経費助成あり
新規	事業再構築支援コース （仮称）	事業再構築の前後を通じて労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なコア人材を雇い入れた事業主	280万円 （6ヶ月ごとに140万円×２期）	200万円 （6ヶ月ごとに100万円×２期）	コア人材とは、専門的な知識等を有する年収350万円以上の者
新規	スキルアップ支援コース	労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主 （出向元のみ）	2/3 上限：8,355/1日	1/2 上限：8,355/1日	出向労働者の賃金の一部に対する助成